

社会福祉法人北名古屋社会福祉協議会
弔慰及び見舞に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人北名古屋社会福祉協議会の役員、その他に対する弔慰及び見舞について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この規程の適用の対象となるものは、次のとおりとする。

- (1) 理事、監事、評議員、評議員選任解任委員
- (2) 社会福祉関係者
 - ア 北名古屋市特別職
 - イ 支部長
 - ウ 民生委員・児童委員及び主任児童委員
 - エ 登録ボランティアグループの代表者
 - オ 苦情解決第三者委員
 - カ 北名古屋市議会議員
 - キ 清須市、北名古屋市及び西春日井郡選挙区より選出された愛知県議会議員
 - ク 助成対象とする福祉団体及び福祉推進団体の代表者
 - ケ 顧問弁護士
- (3) 職員
 - ア 正規職員
 - イ 非常勤職員（正規職員勤務時間の3／4以上勤務するもの）
 - ウ イ以外の非常勤職員
- (4) その他会長が必要と認めた者

(弔慰及び見舞の内容)

第3条 弔慰及び見舞の内容は、別表のとおりとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

弔慰及び見舞の内容

1 弔 慰

対象者(第2条)	基 準	内 容	そ の 他
第1号 第2号ア及びイ	本人	香 華 料 10,000円 生花一對	香華料を供物に代えることができる
	配偶者 同一世帯の一親等親族	香 華 料 5,000円 生花一對	
第2号ウからケ	本人	香 華 料 10,000円	
	配偶者 同一世帯の一親等親族	香 華 料 5,000円	
第3号ア及びイ	本人	香 華 料 10,000円 生花一對	
	配偶者 同一世帯の一親等親族	香 華 料 5,000円 生花一對	
	別世帯の一親等血族	香 華 料 5,000円	
第3号ウ	本人	香 華 料 10,000円	
	配偶者 同一世帯の一親等親族	香 華 料 5,000円	
第4号	会長が必要と認めた者	香 華 料 5,000円	

2 見 舞

対象者(第2条)	基 準	内 容	そ の 他
第1号	本人が 1か月以上の病床にあるとき、 1週間以上入院したとき、 又は 不慮の災害にあったとき	見 舞 金 5,000円	見舞金を品物に代えることができる
第2号ア及びイ			
第3号			